

# 江戸川区 障害福祉サービス等支給ガイドライン



令和7年9月

# 江戸川区障害福祉等サービス支給ガイドラインの概要

## 1 内容

本ガイドラインは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、以下の（1）～（5）についてのサービスの内容、対象者の基本的な考え方、支給量の目安併給関係等について明記します。

### （1）障害福祉サービス

#### ① 介護給付

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援

#### ② 訓練等給付

自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、共同生活援助(体験利用を含む)

### （2）障害児通所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

### （3）計画相談支援、障害児相談支援

### （4）地域相談支援

地域移行支援、地域定着支援

### （5）地域生活支援事業

移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センターⅡ型

## 2 サービスの支給量決定について

支給量は障害者当事者の本人状況や、当事者が置かれている環境等を勘案し、その方に真に必要な支給量を決定することとなります。その際公費負担の公平性が保たれるよう、支給量の目安を設定しています。

サービス等利用計画（案）障害児支援利用計画（案）により希望される支給量が、支給量の目安を超える場合は、障害認定審査会に意見を求めた上で支給決定を行います。

### （1）支給量の目安

#### ① 訪問系サービス

支給量の目安は※厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担額対象額に関する基準等（「平成18年厚労省告示第530号」以下「国庫負担基準額」）の範囲内で、サービス等利用計画（案）と厚生労働省令で定める事項などを勘案し、介護の必要度に応じて支給するサービスの量を決定します。

支給するサービスの量は、あくまで介護の必要度に応じて決定します。

#### ② 日中活動系・居住系サービス

概ね一律での支給ですが、ご本人に必要な量を支給します。

### （2）支給量の目安を超えたサービス利用例

単身または単身に準じる世帯の方、生命維持のための頻回な医療的行為がある方などについて、日常生活を維持するため、支給量の目安を超えたサービス等利用計画案が提出された場合は、障害認定審査会の意見を聴いたうえで、その要否を判断します。

※ご本人または介護者の方の状況等が、疾病による体調変化、就労による環境の変化又は自然災害等により、日常生活に著しく支障をきたす緊急・一時的な状況変化が生じた際は、区の判断で支給量の目安を超えて原則3ヶ月の支給期間内で支給決定を行う場合があります。

なお、上記の支援期間の延長する場合は、障害認定審査会に諮る必要があります。

※短期入所についてはP15を参照

(3) 支給量の目安を超えて支給決定を行った場合の更新について

支給量上限の目安を超えて支給決定（緊急・一時的なものを除く）を受けている方が、更新時、同サービスの支給量が増加しない継続申請を行う場合は、改めて障害認定審査会の意見を求めることなく支給決定を行います。

### 3 介護保険制度との適用関係

65歳以上の方や40歳以上で介護保険の特定疾病に該当する方については介護保険サービスが優先となります。

ただし、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられないと判断される場合には、介護保険移行前に必要とされていたサービス量から大きく変化することの無いよう、個々の実態に即したサービスを支給します。

また、40歳以上65歳未満の医療保険未加入者であって、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態にある被保険者（みなし2号）は障害福祉サービスを優先となります。

※障害福祉サービスでの支給は65歳到達日の前日（誕生日の前々日）までが原則となります。

65歳到達日の3か月前以内に要介護認定等申請をすることが可能です。

## 居宅介護（身体介護・家事援助）

### ○対象者

- 区分 1 以上の方。
- 児童は原則、障害者手帳を所持している小学生から（医療的ケア等があることにより単身での介護が困難な場合は乳幼児から）対象となり、障害児の調査項目（5 領域 11 項目）の調査結果により、要否及び支給量を決定します。

### ○サービス内容

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| ■ 入浴、排せつ及び食事等の介護 | ■ 調理、洗濯及び掃除等の家事        |
| ■ 生活等に関する相談及び助言  | ■ その他生活全般にわたる援助        |
| ■ 育児支援としての家事援助   | ※各サービスについて、見守りは含まれません。 |

### ○支給量の目安

- 身体介護・家事援助の必要合計時間数を身体介護・家事援助の夫々の 1 時間の報酬単価で乗じた合計単位数が国庫負担基準額イ(5)(二)各区分 1 人あたりの基準月額を超えない範囲

### ○障害認定審査会に諮る支給量

- ① 身体介護のみを利用する場合  
(身体介護 1 時間の報酬単価 × 時間数) > 国庫負担基準額イ(5)(二)各区分 1 人あたり基準月額
- ② 家事援助のみを利用する場合  
(家事援助 1 時間の報酬単価 × 時間数) > 国庫負担基準額イ(5)(二)各区分 1 人あたり基準月額
- ③ 身体介護と家事援助を利用する場合  
(身体介護 1 時間の報酬単価 × 時間数 + 家事援助 1 時間の報酬単価 × 時間数) >  
国庫負担基準額イ(5)(二)各区分 1 人あたり基準月額

## ※共同生活援助に居住する場合の居宅介護（身体介護のみ）

### ○対象者

- 以下の条件①又は②を満たし、かつ③を満たす方。
  - ① 区分4以上で、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に該当する方。
  - ② 外部サービス利用型共同生活援助を利用している方。
  - ③ 個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていて、区が必要性を認めた方。

### ○サービス内容

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

### ○支給量の目安

- 身体介護の必要時間数を身体介護の1時間の報酬単価で乗じた合計単位数が、国庫負担基準イ(8)・イ(7)各区分1人あたりの基準月額を超えない範囲内

### ○障害認定審査会に諮る支給量

- ① 身体介護のみ ※1重度訪問介護の支援の度合に相当 ※2行動援護の支援の度合に相当
    - 区分4：9時間(19時間) ※1(15時間)※2を超える場合
    - 区分5：14時間(24時間) ※1(20時間)※2を超える場合
    - 区分6：23時間(33時間) ※1(29時間)※2を超える場合
  - ② 外部サービス利用型
    - 区分2：2時間30分を超える場合 区分3：10時間を超える場合
    - 区分4：15時間を超える場合 区分5：21時間40分を超える場合
    - 区分6：31時間40分を超える場合
- ※『介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）』より

## 居宅介護（通院等介助・通院等乗降介助）

### ○対象者

- 区分1以上の方。ただし、身体介護を伴う通院等介助の場合は区分2以上に該当し、認定調査項目のうち「歩行」に全面支援が必要と認定された方か、「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれかにつき「支援が不要」以外の認定をされた方。
- 児童は障害者手帳を所持している中学生からで、障害児の調査項目（5領域11項目）の調査結果により、要否及び支給量を決定します。

### ○サービス内容

- 病院に通院する際の移動の介助（入退院を含む）
  - 官公署への公的手続又は障害福祉サービス等の利用に関しての相談のために訪れる場合の移動の介助。
  - 特定相談支援事業所等を訪れる場合の移動の介助。指定相談支援事業所等における相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合の移動の介助。
  - 共同生活援助を利用する方のうち、慢性疾患等を有し、医師の指示により定期の通院が必要であり、かつ個別支援計画に通院時の支援が位置付けられている方。（月2回まで）
- ※ 通院等介助の場合、原則院内介助は認められません。
- ※ 通院等乗降介助の場合、乗降前後の移動等の介助か、手続きの支援が必要な場合算定可能です。

### ○支給量の目安

- 通院等乗降介助・通院等介助（身体介護あり）・通院等介助（身体介護なし）身体介護・家事援助の必要合計時間数を夫々の1時間の報酬単価で乗じた合計単位数が国庫負担基準イ(5)(一)各区分1人あたりの基準月額を超えない範囲

### ○障害認定審査会に諮る支給量

(【通院等乗降介助×回数】+通院等介助[身体介護あり]×時間数+通院等介助[身体介護なし]×時間数+身体介護×時間数+家事援助×時間数)>国庫負担基準額イ(5)(一)各区分1人あたり基準月額)

## 居宅介護（介護保険給付対象者）

### ○対象者

- 在宅の障害者で江戸川区において適當と認められる支給量が、介護保険サービスに係る保険給付の居宅サービス費支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみでは確保できないと認められる方。

### ○サービス内容

- 居宅介護（身体介護・家事援助） P 4 ・（通院等介助・通院等乗降介助） P 6

### ○支給量の目安

- 通院等乗降介助・通院等介助（身体介護あり）・通院等介助（身体介護なし）身体介護・家事援助の必要合計時間数を夫々の 1 時間の報酬単価で乗じた合計単位数が国庫負担基準イ（2）（二）各区分 1 人あたりの基準月額を超えない範囲

### ○障害認定審査会に諮る支給量

（【通院等乗降介助 × 回数】 + 通院等介助[身体介護あり] × 時間数 + 通院等介助[身体介護なし] × 時間数 + 身体介護 × 時間数 + 家事援助 × 時間数） > 国庫負担基準額イ（2）（二）1 人あたり基準月額）

## 重度訪問介護

### ○対象者

- 区分 4 以上で、下記の①及び②の両方に該当する方、または③に該当する方。
  - ① 二肢以上に麻痺がある。
  - ② 認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている。
  - ③ 認定調査項目のうち行動関連項目（12 項目）の合計点数が 10 点以上。

### ○サービス内容

- 自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。  
(危険回避等、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りを含みます。)
- 既に重度訪問介護を利用している区分 4 以上の方が病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所へ入院、入所した場合、ご本人の状態などを熟知しているヘルパーが、ニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行います。

### ○支給量の目安

- 重度訪問介護の必要時間数を 1 時間の報酬単価で乗じた合計単位数が国庫負担基準イ(3)(一) 各区分 1 人あたりの基準月額を超えない範囲

### ○障害認定審査会に諮る支給量

※ 各区分の国庫負担基準イ(3)(一) ÷ 重度訪問介護 1 時間の報酬単価（区分 6 は加算分 1.085 を、重度障害者等包括支援対象者は加算分 1.15 を報酬単価にかけます。）

区分 4 : 156 時間を超える場合、区分 5 : 195 時間を超える場合、区分 6 : 307 時間を超える場合

※ 重度障害者等包括支援対象者で、重度障害者包括支援を利用せずに重度訪問介護を利用する  
区分 6 の方 : 347 時間を超える場合 ※行動援護の「支給時間数」も併せて参照します。【国庫負担基準イ(2)(一)】

## 重度訪問介護（介護保険給付対象者）

### ○対象者

- 在宅の障害者で、江戸川区において適当と認める支給量が介護保険サービスに係る保険給付の居宅サービス費支給限度基準額の制限から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみでは確保できないものと認められる方。

### ○サービス内容

- 自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。  
(危険回避等、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りを含みます。)
- 既に重度訪問介護を利用している区分4以上の方が病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所へ入院、入所した場合、ご本人の状態などを熟知しているヘルパーが、ニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行います。

### ○支給量の目安

- 重度訪問介護の必要時間数を1時間の報酬単価で乗じた合計単位数が国庫負担基準イ(2)(二)各区分1人あたりの基準月額を超えない範囲

### ○障害認定審査会に諮る支給量

※国庫負担基準イ(2)(二)÷重度訪問介護1時間の報酬単価

(対象者は加算分1.15を報酬単価に乘じます。)

区分6（重度障害者等包括支援対象者） 213時間を超える場合

※非介護保険対象者も含め、支給量の目安を超える申請があった場合、P10の要領で勘案し、審査会に諮ります。

重度訪問介護における支給ガイドラインの支給時間目安を超える時間数決定要領	
<b>1 非定型の対象となる事例（例示）</b>	<b>2 非定型の支給時間の勘案すべき内容</b>
<p>①自宅に浴室がない又は浴室はあるが、入浴に非常に手間を要する場合</p> <p>②同居家族に要介護者がいる世帯</p> <p>③単身者又は介護者がいない世帯</p> <p>④住居内の移動において自力での移動が不可能で、常に抱える、または車いすストレッチャー等により、介護者の介助のもとで行われる場合</p> <p>⑤時間を要するコミュニケーション支援が必要な場合</p> <p>⑥医療的な介護（単なる服薬管理は含まない）が必要な場合</p> <p>⑦体温調整や体位交換等のため、夜間介護が必要な場合</p> <p>⑧現に使っているサービス以外の障害福祉サービスや他の方法による支援を検討したうえで、それでもなお支給量の拡大以外に代替する支援の方法がない場合</p>	<p>①日常生活動作における介護の時間数</p> <p>②日常生活関連動作における介護の時間数</p> <p>③外出時における介護の時間数</p> <p>④医療的ケアにおける介護の時間数</p> <p>⑤行動関連における介護の時間数</p>
	<b>3 介護を行っている家族の負担を軽減する考慮</b>
	※ 下記の項目を考慮し時間数を加算する <ul style="list-style-type: none"> <li>①年齢や健康状態</li> <li>②就労や就学状態</li> </ul>
	<b>4 支給時間の決定について</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①区として障害認定審査会に意見を求め検討する</li> <li>②必要時間数を精査するため、支給決定担当が調査を行うことができる</li> <li>③介護保険の支給限度額は差し引いて時間数を決定する</li> </ul>

## 同行援護

### ○対象者

- 同行援護アセスメント票による調査項目中、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上で、かつ「移動障害」の点数が1点以上の方。
- 児童については小学生以上が対象で、上記と同様の要件を満たしている場合利用できます。
- ※ 重度訪問介護、行動援護の支給決定を受けている方は原則対象となりません。  
また、同行援護の対象となる方は、移動支援の支給決定よりも同行援護が優先されます。

### ○サービス内容

- 視覚障害により移動が困難な方に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行います。

### ○支給量の目安

成人	50 時間
児童	35 時間

⇒いずれも一律の支給となります。

## 行動援護

### ○対象者

- 区分3以上であって、認定調査項目による行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児においては、これに相当する支援の度合）である方。
- ※ 重度訪問介護、同行援護の支給決定を受けている方は原則対象となりません。行動援護の対象となる方は移動支援の支給決定よりも行動援護が優先されます。

### ○サービス内容

- 自己判断能力が制限されている方が行動する際に、危険を回避するに必要な援護や外出支援を行います。

### ○支給量の目安

行動援護の必要時間数を1時間の報酬単価で乗じた合計単位数が国庫負担基準イ(4)各区分  
1人あたりの基準月額を超えない範囲

### ○障害認定審査会に諮る支給量

- ※ 国庫負担基準イ(4)より算出  
区分3：35時間を超える場合  
区分4：48時間を超える場合  
区分5：64時間を超える場合  
区分6：83時間を超える場合  
児童：45時間を超える場合
- ※ 重度障害者包括支援対象者で、重度障害者包括支援を利用せずに行動援護又は重度訪問介護を利用する区分6の方は170時間（居宅介護を利用しない場合の行動援護の時間数）を超える場合。
- ※ 居宅介護を利用する場合  
$$\text{身体介護時間数} + \text{家事援助時間数} + \text{行動援護時間数} > \text{国庫負担基準イ(2)(一)}$$

## 療養介護（居住系サービス）

### ○対象者

- 病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる方
  - ・障害支援区分 6 でかつ、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
  - ・障害支援区分 5 以上で、以下のいずれかに該当する方
    - ①重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
    - ②医療ケア判定スコアが 16 点以上の方
    - ③行動関連項目（12 項目）が 10 点以上でかつ、医療ケア判定スコアが 8 点以上の方
    - ④遷延性意識障害者でかつ、医療ケア判定スコアが 8 点以上の方
    - ⑤上記①～④に準ずる状態として区市町村が認めた療養介護の対象となる方

### ○サービス内容

- 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

### ○支給量の目安

各月の日数（入所）

## 生活介護（日中活動系サービス）

### ○対象者

- 区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上の方。
- 区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）であって、年齢が50歳以上の方。
- ※ 施設入所支援を併用する方は別途条件があります。

### ○サービス内容

- 日常生活全般に介護を必要とする方に、日中、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の場を提供します。

### ○支給量の目安

- 各月の日数から8を差し引いた日数 ⇒ 原則一律の支給となります。  
※この日数を超える申請がされた場合は障害認定審査会に諮ります。

## 短期入所

### ○対象者

- 原則障害者手帳を所持する区分1以上の方。
- 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所が必要もしくは見込まれる方。
- 児童は原則、障害者手帳を所持する小学生から対象となり、申請があった場合は、障害の種類や程度の把握のために、障害児の調査項目（サポート調査票）を調査し、要否及び区分（【区分1】～【区分3】）を決定します。

### ○サービス内容

- 自宅で介護される方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を提供します。

### ○支給量の目安

- 月30日 ⇒ 原則一律の支給となります。
- ※ ただし、長期（連続）利用は30日、年間の利用日数は180日以内を基本とします。
- ※ この日数を超えて申請する場合は障害認定審査会に諮ります。

## 重度障害者等包括支援

### ○対象者

- 区分6であって（児童は区分6に相当する支援の度合）、意思疎通に著しい困難を有する方で次のいずれかに該当する方。
  - ① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきりの状態にある障害者のうち、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（I類）もしくは最重度の知的障害者（II類）。
  - ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方（III類）。

### ○サービス内容

- 介護の必要性がとても高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

### ○支給量の目安

- 国庫負担基準イ(1) 96,480単位の範囲内
- ※ 介護保険の対象方は 67,680単位の範囲内
- ※ この単位数を超えて申請する場合は障害認定審査会に諮ります。

## 施設入所支援

### ○対象者

- 生活介護を利用している方で、区分4以上の方（50歳以上の場合は区分3以上の方）。
- 自立訓練又は就労移行支援を利用している方で、入所しながら訓練を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所による訓練等を受けることが困難な方。
- 就労継続支援B型を利用する方又は生活介護を利用する方で、障害支援区分が4以上（50歳以上の場合は3以上）で、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成手続きを経た上で、利用の組み合わせの必要性が認められる方。

### ○サービス内容

- 施設に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

### ○支給量の目安

- 各月の日数（入所）

## 自立訓練（機能訓練）

### ○対象者

- 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者の方。具体的には次のような例が挙げられます。
- 入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方。
- 特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方等。

### ○サービス内容

- 障害者支援施設若しくはサービス事業所に通い、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又はご本人の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を受けます。

### ○支給量の目安

- 各月の日数から8を差し引いた日数 ⇒ 原則一律の支給となります。
- ※ この日数を超える申請がされた場合は障害認定審査会に諮ります。
- ※ 必要があるかを見極めるための暫定支給期間（最大2か月）を経てから、正式に支給決定されます。
- ※ 利用期間は1年6か月（頸椎損傷の方は3年）です。必要に応じて障害認定審査会に諮り、個別審査により1年以内の更新が可能です。

## 自立訓練（生活訓練）

### ○対象者

- 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者の方。具体的には次のような例が挙げられます。
- 入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方。
- 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方等。

### ○サービス内容

- 障害者支援施設若しくはサービス事業所に通い、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又はご本人の居宅を訪問することによって入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、視覚障害者の歩行訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

### ○支給量の目安

- 各月の日数から8を差し引いた日数 ⇒ 原則一律の支給となります。
- ※ この日数を超える申請がされた場合は障害認定審査会に諮ります。
- ※ 必要があるかを見極めるための暫定支給期間（最大2か月）を経てから、正式に支給決定されます。
- ※ 利用期間は2年（長期入院等の事由がある方は3年）です。必要に応じて障害認定審査会に諮り、個別審査により1年以内の更新が可能です。
- ※ 自立訓練（生活訓練）は就労定着支援との併給は認めない。

## 宿泊型自立訓練

### ○対象者

- 自立訓練（生活訓練）の対象で、一般就労している方や障害福祉サービスを利用している方で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な障害者。

### ○サービス内容

- 日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方に対して、地域移行に向けて一定期間、生活の場所を提供し、生活能力向上のための支援、生活などに関する相談、助言を行います。

### ○支給量の目安

- 各月の日数（入所） ⇒ 一律の支給となります。
- ※ 必要があるかを見極めるため、暫定支給期間（最大2か月）を経てから、正式に支給決定されます。
- ※ 利用期間は2年（長期入院等の事由がある方は3年）。必要に応じて障害認定審査会に諮り個別審査により1年以内の更新が可能です。
- ※ 地域定着支援との併給は認めない。

## 就労移行支援

### ○対象者

- 就労を希望する単独で就労が困難な 65 歳未満の障害者（利用開始時 65 歳未満の方）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方。
  - あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又は灸師免許を取得することにより、就労を希望する方
  - 通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長、若しくは休職からの復帰の際に、就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする方。
- ※ 休職からの復帰の場合、以下①～③の書類全ての提出が必要です。
- ① 休職中の雇用先企業の承諾書類
  - ② 主治医からの書類
  - ③ 障害者職業センター等での復職支援の利用について本人または相談支援事業所からの書類

### ○サービス内容

- 就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に対して、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

### ○支給量の目安

- 各月の日数から 8 を差し引いた日数 ⇒ 原則一律の支給となります。
- ※ この日数を超える申請がされた場合は障害認定審査会に諮ります。
- ※ 必要があるかを見極めるため、暫定支給期間（最大 2 か月）を経てから、正式に支給決定されます。

- ※ 利用期間は2年。(労働時間の延長を希望する場合は会議にて決定) 必要に応じて障害支援区分認定審査会に諮り、個別審査により1年以内の更新が可能です。
- ※ あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用の場合は3年又は5年。
- ※ 65歳になる5年前から継続的に障害福祉サービスを利用している方は、65歳を超えても就労移行の残りの期間まで継続支給決定が可能です。

## 就労継続支援A型

### ○対象者

- 企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の方（利用開始時 65 歳未満の方）。具体的には次のような例が挙げられます。
  - ① 就労移行支援事業を利用し、企業の等の雇用に結びつかなかった方。
  - ② 特別支援学校を卒業するにあたり、就職活動等を行った結果、企業等の雇用に結びつかなかった方。
  - ③ 企業等を離職した方等就労経験のある方で、現在雇用関係がない方。
  - ④ 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする方。

### ○サービス内容

- 企業等に就労することが困難な方、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の方。通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に一時的に必要とする方につき、雇用契約に基づき生産活動その他の活動の機会の提供、他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

### ○支給量の目安

- 各月の日数から 8 を差し引いた日数 ⇒ 原則一律の支給となります。
- ※ この日数を超える申請がされた場合は障害認定審査会に諮ります。
- ※ 真に必要があるかを見極めるため、暫定支給期間（最大 2 か月）を経てから、正式に支給決定されます。
- ※ 65 歳になる 5 年前から継続的に障害福祉サービスを利用している方は、65 歳を超えても就労移行の残りの期間まで継続支給決定が可能です。

## 就労継続支援B型（非雇用型）

### ○対象者

- 就労移行支援事業所を利用し、一般企業等の雇用に結びつかなかった方や一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識、及び能力の向上や維持が期待される方。具体的には次のような例が挙げられます。
  - ① 就労経験がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方。
  - ② 就労移行支援事業所を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された方。
  - ③ 上記に該当しない方で、50歳に達している方又は障害基礎年金1級受給者。
  - ④ 通常の事業所に雇用されている者であって通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。

### ○サービス内容

- 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な方につき、生産活動その他の活動の機会を提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

### ○支給量の目安

- 各月の日数から8を差し引いた日数 ⇒ 原則一律の支給となります。
- ※ この日数を超える申請がされた場合は障害認定審査会に諮ります。
- ※ 真に必要があるかを見極めるため、暫定支給期間（最大2か月）を経てから、正式に支給決定されます。

## 就労定着支援

### ○対象者

■ 以下の条件①及び②のいずれにも該当する方

- ① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方。
- ② 就労移行支援等を使用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就労に必要な支援を一時的に必要とする者とし、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して6月）を経過した方。

### ○サービス内容

- ご本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

### ○支給量の目安

■ 最大3年間（1年ごとに支給決定期間を更新します。）

※ 暫定支給はありません。

※ 自立生活援助、自立訓練（生活訓練）との併給は認めない。

# 就労選択支援

## ○対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方
  - ※ 就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用していただきます。  
(50歳に達している方や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった方を除きます。)
  - ※ 新たに就労継続支援A型を利用する意向がある方及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある方は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用していただきます。

## ○サービス内容

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就効能力や適性等に合った選択を支援します。
- 具体的には、以下のプロセスを実施します。
  - ・短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施します。
  - ・アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して他機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求めます。
  - ・アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等の連絡調整を実施します。

## ○支給量の目安

- 原則1か月間

令和7年10月1日開始

# 自立生活援助

## ○対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害がある方で、理解力や生活力等に不安がある方。
- 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な方。(※)
- 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な方。(※)

※自立生活援助による支援が必要な方の例

- ・地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた方や精神科病院に入院していた方等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合。
- ・人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰返し等）
- ・その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

## ○サービス内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問または月1回の訪問とテレビ電話などの画像通信機器を用いた面接をし、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
- 定期的な訪問だけではなく、ご本人からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

## ○支給量の目安

- 標準利用期間は1年。（延長する場合は障害認定審査会に意見を求めます。）
- ※ 就労定着支援、地域定着支援との併給は認めない。

## 共同生活援助

### ○対象者

- 障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用した方に限る）。

### ○サービス内容

- 共同生活を営むべき住居に入居している方につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

### ○支給量の目安

- 各月の日数（入居） ⇒ 一律の支給となります。
- ※ 体験利用の日数は連続で30日以内、年間50日以。
- ※ 支給期間は3年。サテライト型住居については、3年間を超える支給決定の更新の申請があった場合、障害認定審査会に意見を求め、真にやむを得ない場合に限り、必要最小限の有効期間で更新します。
- ※ 地域定着支援との併給は認めない。

## 児童発達支援

### ○対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。
- ※ 状況により、療育の必要性を認める診断書や専門機関等からの療育意見書等を提出いただく必要があります。

### ○サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

### ○支給量の目安

- 障害児支援利用計画（案）により提案された利用日数を勘案して支給決定します。  
なお支給量の上限は23日となります。

## 医療型児童発達支援

### ○対象者

- 肢体不自由（上肢、下肢又は体幹機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児。

※ 状況により専門機関等に意見書等を求め、提出していただく必要があります。

### ○サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

### ○支給量の目安

- 障害児支援利用計画（案）により提案された利用日数を勘案して支給決定します。  
なお、支給量の上限は 23 日となります。

## 居宅訪問型児童発達支援

### ○対象者

- 重度の障害、その他これに準ずるものとして以下の状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児。
  - ① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合。
  - ② 重い疾病のため感染症にかかる恐れがある状態にある場合。
- ※ 居宅訪問型児童発達支援の利用には、計画相談員が作成した障害児支援利用計画案が必要です。

### ○サービス内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
- 【具体的な支援内容の例】
- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
  - ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

### ○支給量の目安

- 障害児支援利用計画（案）により提案された利用日数を勘案して支給決定します。なお、支給量の上限は 23 日となります。

## 放課後等デイサービス

### ○対象者

- 学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学していて、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。
- ※ 状況により、療育の必要性を認める診断書や専門機関等からの療育意見書等を提出いただく必要があります。

### ○サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

### ○支給量の目安

- 障害児支援利用計画（案）により提案された利用日数を勘案して支給決定します。  
なお、支給量の上限は 23 日となります。

## 保育所等訪問支援

### ○対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児。

### ○サービス内容

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。  
※受け入れ施設との事前協議が必要です。

### ○支給量の目安

- 訪問頻度（支給量）は概ね2週間に1回程度とし、障害児支援利用計画（案）により提案された利用日数を勘案して支給決定します。

## 計画相談支援・障害児相談支援

### ○対象者

- 障害福祉サービス又は障害児通所支援の申請若しくは変更の申請に係る方若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る方。

### ○サービス内容

■ サービス利用支援	障害福祉サービス又は地域相談支援に係る方の心身の状況、環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画を作成します。
■ 継続サービス利用支援	モニタリング期間ごとに、サービス等利用計画が適切であるか検証し、見直しを行います。
■ 障害児支援利用支援援助	障害児通所支援の申請に係る障害児の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した障害児支援利用計画を行います。
■ 継続障害児利用支援援助	モニタリング期間ごとに、障害児支援利用計画が適切であるか検証し、見直しを行います。

### ○支給量の目安

- 障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援の利用終了まで。

# 地域移行支援

## ○対象者

- 以下の方のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方。
  - ① 障害者支援施設、のぞみ園、児童福祉施設（18歳以上）又は療養介護を行う病院に入所している方
  - ② 精神科病院に入院している精神障害者
  - ③ 救護施設、更生施設に入所している障害者
  - ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者
  - ⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は、自立更生促進センター、就労支援センター、若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

## ○サービス内容

- 障害者施設等に入所している方又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保  
その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援を行います

## ○支給量の目安

- 最大1年間（6ヶ月ごとに更新）
- ※ 必要に応じて障害認定審査会の個別審査により判断し、6か月以内の更新が可能です。

## 地域定着支援

### ○対象者

- 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方。
- 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のためご本人に対しての緊急時の支援が見込めない状況にある方。
- 障害者支援施設からや、精神科病院から退所、退院した方の他、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方。

### ○サービス内容

- 居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他必要な支援を行います。

### ○支給量の目安

- 1年
- ※ 引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合は、1年の範囲内で更新が可能。更なる更新についても、必要性が認められる場合は更新可能です。
- ※ 宿泊型自立訓練、自立生活援助、共同生活援助との併給は認めない。

# 移動支援

## ○対象者

- 福祉用具を利用してても外出困難な下肢 1～2 級若しくは体幹機能障害 1～2 級の方。
- 愛の手帳 1、2 度の方で希望する方、愛の手帳 3、4 度の方で排せつ介助等身体介助が必要な方、行動障害のある方。
- 外出することが困難な方で、下記のいずれかに該当する方。
  - ① 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
  - ② 精神障害を事由とする年金を受給している方
  - ③ 精神障害を事由とする特別障害者給付金を受給している方
  - ④ 自立支援医療（精神通院）の受給者証を持っている方
  - ⑤ 医師の診断がある方（主治医等が記載し ICD11 コードが記載される等、精神障害があることを確認できる場合）
- ※ 知的、発達障害で手帳がない児童については、状況により必要性を認める診断書や専門機関等からの療育意見書等を提出いただく場合があります。

## ○サービス内容

- 移動が困難な方に、買物同行、散歩等、外出、臨時的な通院時等の支援を行います。
- ※ 身体障害を除き、直接的援助は必要ないが、安全確保のための付き添いや助言が必要な方は、  
移動支援【身体介護なし】の支給となります。

## ○支給量の目安

成人 35 時間

児童 25 時間 ⇒ 一律支給（同行援護／行動援護／重度訪問介護対象者／小学生未満は支給不可）

# 日中一時支援

## ○対象者

- 障害者及び障害児（原則小学生以上）

## ○サービス内容

- 障害がある方に日中活動の場を提供し、見守り、社会適応のための訓練などを行い、家族の一時的な休息を支援します。

## ○支給量の目安

- 月7日 ⇒ 原則一律の支給となります。

## 地域活動支援センターⅡ型

### ○対象者

- 日中活動系のサービスを希望する障害者であって、障害支援区分が2以下の方。
- 生活介護のサービスを利用している障害者であって、障害支援区分が3以上の方。
- 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する第2号被保険者であって、心身の状況等から介護保険サービスによる適切な支援を受けることができない方。
- その他区長が必要と認める方。

### ○サービス内容

- 就労が困難な方に、創作的活動または生産活動、交流、入浴サービスなどの支援を行います。

### ○支給量の目安

- 各月の日数から8を差し引いた日数 ⇒ 原則一律の支給となります。
- ※ 障害福祉サービスの日中活動系サービスが支給決定されている方、並びに又は就労している方は、月5日となります。